

おかえり&
ようこそ

首都圏などにお住まいで秋田市への移住・定住を
お考えの家族・知人などにお知らせください

秋田市への 移住・定住支援

最新の移住・定住情報は、市ホームページを
ご覧ください。【広報ID番号 1003646】

問い合わせ

人口減少・移住定住対策課 ☎(888)5487



▼いずれの補助制度を利用する場合も、NPO法人秋田移住定住総合支援センターへの移住希望登録が必須です。
▼対象要件は、それぞれすべてを満たしていることが必要となります。
▼制度の細かな要件などについて、詳しくは人口減少・移住定住対策課へお問い合わせください。

若者の 移住促進

秋田市へ移住する若者の
生活必需品などの購入に
要する費用を補助します

補助内容

- 次の購入費用に対し、
補助対象者1人につき20万円
- ①住宅の新築・購入、賃借にかかる費
用および転居費用
 - ②運転免許の取得や自動車、バイク、
自転車の購入費用
 - ③家具、生活家電などの生活必需品の
購入に要する費用



対象要件

- ▼秋田県外からの転入者(転入前1年以
上継続して秋田県外に居住)
- ▼40歳未満のかた、または40歳未満の
かたと同居する40歳未満のかた(年齢
は転入日の満年齢)
- ▼市内で新たに常用雇用されるかた、
または市内で新たに事業を営もうと
するかた



子育て世帯 の 移住促進

秋田市へ移住する子育て世帯
の住宅の新築・購入、賃借、
転居の費用を補助します

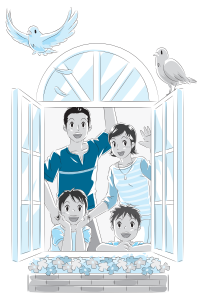
補助内容

- ①住宅(中古を含む)の新築・購入費用
として100万円
- ②住宅の賃貸借契約費用(敷金・礼金な
どの初期費用)として20万円
- ③転居費用として20万円

*子ども1人につき、10万円が加算されます。

対象要件

- ▼秋田県外からの転入者(転入前1年以
上継続して秋田県外に居住)
- ▼50歳未満のかた、または配偶者が50歳
未満のかた(年齢は転入日の満年齢)
- ▼18歳未満の子(市内での同居を養育し
ているかた(年齢は転入日の満年齢))
- ▼市内で新たに常用雇用されるかた、
または市内で新たに事業を営もうと
するかた



東京圏から の 移住促進

東京圏から秋田市へ移住する
かたの生活必需品などの購入
に要する費用を補助します

補助内容

- 単身世帯は一律60万円
- 2人以上の世帯は一律100万円

対象要件

- ▼(ア)・(イ)のいずれかに該当し、補助金の
交付申請の日から5年以上継続して
秋田市に移住する意志を持って秋田
市に転入したかたで、転入日以前に
補助候補者の認定申請を行ったかた
- ▼(ア) 転入する前日まで、連続して5年以
上、東京23区に居住していたかた
- ▼(イ) 転入する前日まで、連続して5年
以上東京圏に居住し、かつ転入日
の3か月前の時点で、連続して5
年以上東京23区への通勤をしてい
るかた
- ▼就業先の求人が「秋田県移住・就業支
援事業マッチング支援サイト」に掲載
されている求人で、求人への応募の
日が、当該求人が同サイトに掲載さ
れた日以降であること など

